

## 簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「視覚障がい者に送付する文書の封筒には、郵便貯金（以下「郵貯」という。）等において、送付元の点字表記が行われている実態があり、障がい者への配慮として必要かつ合理的であることから、簡保においても封筒に送付元の点字表記を行う必要がある」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成 27 年 10 月 2 日に郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「郵貯・簡保機構」という。）にあっせんし、以下のとおり、回答を得ました。

（行政相談の要旨）

私たち夫婦は二人とも視覚障がい者であるが、毎年、株式会社かんぽ生命保険から送付される簡易生命保険（以下「簡保」という。）の年金支払に必要な現況届の提出を求める書類の封筒に点字表記がないため、ダイレクトメールと間違えて捨ててしまうことがある。簡保に関する書類が入っている郵便であることが分かるように封筒に点字表記してほしい。

（注）本件は、近畿管区行政評価局が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

郵貯等において、封筒に送付元の点字表記が行われている実態があり、障がい者への配慮として必要かつ合理的であることから、郵貯・簡保機構は、簡保においても、封筒に送付元の点字表記を行う必要がある。



（回答要旨）

郵貯・簡保機構では、平成 28 年 1 月 発送分から、視覚障がい者に対し送付する年金の支払いに必要な現況届の提出を求める書類の封筒のほか、簡保の契約者の申出により点字表示している案内文書の封筒にも「かんぽせいめい たいせつなおしらせ」の点字表記を行うこととした。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、尾崎

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>